

**西部地区新調理場整備に係る P F I 等導入可能性調査委託等
プロポーザル実施要領**

1 目的及び趣旨

春日井市の学校給食共同調理場のうち、開設後 45 年以上を経過している前並調理場（昭和 48 年開設）、稲口調理場（昭和 50 年開設）を統合して建替える西部地区新調理場（以下「新調理場」という。）の整備・運営にあたり、安全・安心な学校給食の安定的な提供及びコストの最適化を図るために、P F I 等の手法を導入する場合の効果及び課題等を整理し、最適な整備・運営手法についての検討を行うもの。

2 導入可能性調査の概要

(1) 業務名

西部地区新調理場整備に係る P F I 等導入可能性調査委託

(2) 委託期間

契約日から令和 6 年 2 月 29 日まで

(3) 委託業務

別紙「西部地区新調理場整備に係る P F I 等導入可能性調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務に係る経費

予算 14,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。また、予定価格については、本委託料上限額の範囲内で別途設定する。

(5) スケジュール

① 実施要領の配付	令和 5 年 3 月 22 日（水）
② 質問の受付締切	令和 5 年 3 月 31 日（金）
③ 質問への回答	令和 5 年 4 月 7 日（金）
④ 参加申出書の提出期限	令和 5 年 4 月 14 日（金）
⑤ 企画提案書類の提出期限	令和 5 年 4 月 28 日（金）
⑥ 審査会（提案者プレゼンテーション）	令和 5 年 5 月 16 日（火）
⑦ 結果通知	令和 5 年 5 月下旬予定

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする（なお、プロポーザルの内容には、導入可能性調査のほか、P F I 等の手法を導入することとした場合のアドバイザー業務

も含む。)

4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 契約締結までの間に、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間がある。
 - イ 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 3 月 19 日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けている。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている。
※ ただし、会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、民定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) プロポーザル実施日までに、春日井市入札参加資格者名簿に登録すること。
- (4) 国や地方公共団体、民間企業等における同様の業務に携わった実績を有すること。
- (5) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。

5 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 1-1）

ウ 登記事項証明書等

履歴事項全部証明書

エ 納税証明書等

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類（直近 1 年度分）

(ア) 国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

(イ) 都道府県税（法人都道府県税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）

(ウ) 市町村税（法人市町村民税、軽自動車税等）

オ 次の項目に関する実績を示す書類

国、地方公共団体、民間団体等において同様の業務に携わった実績が分かるもの

(契約書の写し等)

※ 参加申出書提出時に春日井市入札参加資格者名簿への登録がある場合は、上記ウ及びエの提出を省略することができる。その場合、会社概要書(様式1-1)の春日井市入札参加資格者名簿業者登録番号記入欄に業者登録番号を記入すること。

(2) 提出部数

各1部

※ 提出書類は全てA4判 縦 左綴じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 提出期限

令和5年4月14日(金)午後5時(必着)

(5) 提出先

春日井市教育委員会事務局学校給食課

住所 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6342(直通)

E-mail kyusyoku@city.kasugai.lg.jp

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式2)に必要な事項を記入の上、電子メールで照会すること。照会の際は、必ず電話にて着信を確認すること。

(1) 提出期限

令和5年3月31日(金)午後5時(必着)

(2) 提出先

教育委員会学校給食課

電話 0568-85-6342(直通)

E-mail kyusyoku@city.kasugai.lg.jp

(3) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和5年4月7日(金)までに参加申出書全員(辞退者を除く。)に電子メールで行う。

7 企画提案書及び見積書の提出

仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部

A 4判縦（A 3判の折り込み可） 合計 40 ページ以内とする。

《内容》

① 導入可能性調査

- ・取組方針
- ・業務スケジュール
- ・業務遂行に伴う課題把握と、課題克服への対応
- ・市場調査ヒアリング項目（市場調査でヒアリングを行う業種、業種ごとの業者選定の考え方）
- ・業務実績
- ・業務実施体制（様式3）

② アドバイザリー業務

- ・業務実績、業務実施体制

イ 見積書 1部

導入可能性調査について、仕様書により業務内容の内訳ごとの金額を明示すること。

また、導入可能性調査後、アドバイザリー契約を締結する場合の金額についても、業務内容の内訳ごとに明示すること。

なお、金額は税込みとする。

(2) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時（必着）

ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出先

春日井市教育委員会事務局学校給食課

住所 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6342（直通）

E-mail kyusyoku@city.kasugai.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、書留郵便に限る。

(5) その他

ア 企画提案書10部のうち、社名の記載は1部のみとし、残りの9部には記載しないこと。

イ 提出された書類は返却しないものとする。

ウ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。

エ 提案は1案とする。

オ 郵送の場合は、提出期限までに学校給食課に到達したものに限り、必ず到達

- の有無を電話で確認すること。
カ 提出書類は、非公開とする。

8 審査及び決定

(1) 審査

書類の提出があった者（以下「提案者という。」）を対象に、企画提案書類の内容による審査及び提案者によるプレゼンテーションを実施し、「西部地区新調理場整備に係るPFI等導入可能性調査委託等選定審査委員会」において審査のうえ、最優秀者及び次点者を決定する。なお、審査の結果、最高点となった者の評価点の合計が、満点の6割未満の場合は、決定しない。

(2) 審査基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 審査会（プレゼンテーション）

ア 審査会（プレゼンテーション）は令和5年5月16日（火）に実施する。

※ 会場、順番、集合時刻等については別途通知する。なお、オンラインでの開催とする場合がある。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明15分、質疑応答10分の計25分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である5分以内とする。

カ プレゼンテーションは各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。

キ プロジェクタ、スクリーン及びケーブル（VGA及びHDMI）は市で用意する。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定を実施する。

ケ プロポーザルは非公開とする。

(4) 結果通知

審査の結果は、5月下旬を目途に提案者全員に対して文書で通知する。

(5) 委託契約

ア 最優秀者を本業務に係る契約候補者とし、見積書徴収の相手方とする。

イ 見積書徴収は5月下旬を予定している。

ウ 契約方法は、随意契約とする。

エ 最優秀者が契約を辞退または契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

オ 契約手続は、春日井市契約規則（昭和 40 年春日井市規則第 6 号）及び春日井市入札者心得書の定めによる。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。

審査基準

評価項目	評価内容	配点
導入可能性調査		
取組方針	業務の趣旨を理解しているか	5点
業務スケジュール	実施可能な工程、作業内容が明確に示されているか	15点
課題把握・対応	業務遂行に伴う課題を把握できているか、その課題への対応が適切か	15点
市場調査ヒアリング項目	市場調査でヒアリングを行う業種、業種ごとの業者選定の考え方は適切か	15点
業務実績	法人として、業務遂行のために必要な知識及び経験を有しているか	10点
実施体制	本業務の受託にふさわしい実施体制、及び予定業務管理者・担当者の経歴等を有しているか	10点
見積金額	見積金額は妥当か	10点
アドバイザー業務	業務実績、実施体制は十分か、見積金額は妥当か	20点
合計		100点

(配点基準)

特に評価が高い・優秀である	配点×1.0
評価が高い・満足である	配点×0.8
平均的である	配点×0.6
評価が低い・物足りない	配点×0.4
特に評価が低い・満足できない	配点×0.2

プロポーザル参加申出書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長 石黒 直樹

所在地

名称

代表者職氏名

印

次のとおり、プロポーザル参加申出に必要な書類を添えて参加を申し込みます。
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 件 名 西部地区新調理場整備に係るPFI等導入可能性調査委託等
- 2 添付書類

連絡担当者
職・氏名
電話
FAX
E-mail

会社概要書

商号又は名称		
代表者職氏名		
設立年月日		
経歴・沿革		
資本金		
従業員	役員	名（令和 年 月末現在）
	正社員	名（令和 年 月末現在）
本社所在地		
支店・営業所数		
最寄の支店・営業所 （名称・所在地）		
業務内容		
経営方針等		
本委託業務に対するアピール（別紙でも可）		
春日井市入札参加資格者名簿業者登録番号（10桁） （参加申出書提出時に春日井市入札参加資格者名簿に登録がある場合のみ）		

質 問 書

令和 年 月 日

貴 社 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メ-ルアドレ-ス	
質 問 事 項	

※2ページ以上になる場合は、枚数を明らかにしてください。

業務実施体制

	氏名 (担当分野)	事業社名・ 所属・役職・ 年齢・実務年数	業務経歴		
			業務名称	区分	
管理者					
担当者					

- 注 1 担当者が複数の場合は担当する分野も記入し、主たる担当者の氏名に◎を付すこと。
- 2 業務経歴は、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の同種又は類似業務の実績のある場合は代表する3件まで記載すること。
- 3 区分欄には、管理者又は担当者の別を記載すること。
- 4 参考となるパンフレット等があれば、添付してもかまわない。

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長 石黒 直樹

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

次の件名について、プロポーザル参加を辞退します。

1 件 名 西部地区新調理場整備に係るPFI等導入可能性調査委託等

2 辞退理由